



働き方・休み方改善コンサルタントのご案内!



◆鳥取労働局からのお知らせです(各種相談スタッフの紹介)◆
～コンサルタントが無料でアドバイス・資料提供をいたします～

少子化が進む日本では、労働者が心身の健康を保持しつつ、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要な時間と労働時間を柔軟に組み合わせた、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が求められており、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、週労働時間 60 時間以上の雇用者割合の半減、年次有給休暇の70%以上取得など、2020 年における目標数値が設定されています。

1. 働き方・休み方改善コンサルタントとは

働き方・休み方改善コンサルタントとは、労働時間等設定改善法に基づき、各都道府県労働局に配置されており、都道府県労働局長の指示を受けて、労働時間制度や労務管理の具体的な解決方法のアドバイスを行う者です。

例えば、次のような相談にご利用ください。

- (1) 社員の健康を考えて、時間外労働を削減したい。
- (2) 労働時間管理の具体的な方法が知りたい。
- (3) 年次有給休暇が取得しやすい職場にしたい。
- (4) 労働時間や休日等のルールが知りたい。
- (5) 仕事と生活の調和について等、その他労働基準関係法等について

2. 働き方・休み方改善コンサルタントの活用

(1) 活用のメリット

専門的な知識、及び豊富な経験を有するコンサルタントが無料で相談をお受けいたします。研修会の講師、個別相談会での相談の他、依頼のあった事業場に訪問することも可能です。

働き方・休み方改善コンサルタントは、労働関係法令に関し、知識と経験を有する人物の中から、労働局長が任命しています。したがって、自社内で試行錯誤しながら労働時間設定の改善等に取り組むことにより、適正かつ速やかに改善が図れます。

なお、働き方・休み方改善コンサルタントは、職務上知り得た秘密の厳守等一般の公務員と同じく高い守秘義務を負っているものであり、相談した内容が他の事業場等外部に漏れることはありません。

(2) 活用したい場合は・・・

鳥取労働局監督課(電話 0857-29-1703)にお電話していただくか、裏面の申込書をファックス(FAX 0857-23-2423)していただくようお願いいたします。

活用については、ご希望に応じて

- ① 電話による相談
- ② 個別訪問による相談

等対応させていただきます。(お申し込みいただいた後、数日以内に働き方・休み方改善コンサルタントより担当者様宛ご連絡いたします。)

なお、コンサルタントの個別訪問は立入調査ではありませんので、お気軽にご利用ください。

【連絡・申込先】 鳥取労働局労働基準部監督課(鳥取市富安二丁目89-9)

電話 0857-29-1703 FAX 0857-23-2423

鳥取労働局ホームページ <http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

